

○忍野村フィットネスセンターの設置及び管理に関する条例

平成26年7月7日

条例第18号

(設置)

第1条 本村におけるスポーツの振興を図り、村民の心身の鍛練及び健康で文化的な生活の向上に寄与するため、忍野村フィットネスセンター(以下「フィットネスセンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 フィットネスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|---------------|
| 忍野村フィットネスセンター | 忍野村忍草1660番地42 |

(事業)

第3条 フィットネスセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第1条に規定する設置目的を達成するための事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、忍野村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 フィットネスセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、村長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) フィットネスセンターの設置目的を達成するために必要な業務
- (2) フィットネスセンターの維持管理に関する業務
- (3) フィットネスセンターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用承認に関する業務
- (4) フィットネスセンターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) フィットネスセンターの利用者(以下「利用者」という。)の利便性を向上させるために必要な業務

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わ

せることができる。

(開館時間等)

第6条 フィットネスセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを短縮し、又は延長することができる。

2 施設等の利用時間は、前項に定める開館時間の範囲内において指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(開館日等)

第7条 フィットネスセンターの開館日は年間300日以上とし、指定管理者は教育委員会の許可を受けて開館日を定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。

(利用の手続)

第8条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会が別に定める場合を除き、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、フィットネスセンターの管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、フィットネスセンターの利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設等を毀損するおそれのあるとき。
- (3) その他管理に支障があると認めるとき。

(利用承認の取消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、承認した使用許可条件等を変更し、又は承認を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、承認を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が、利用承認の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって承認を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、フィットネスセンターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会の承認を得て前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用が不可能なとき。

(2) 指定管理者が、第10条第1項第4号から第6号までの規定により利用を中止し、又は利用を取り消したとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外で利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第15条 利用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は設備以外のものを利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなくてはならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第11条関係)

| 区分 | 村内(1回) | 村外(1回) | 村内(回数券11回) | 村外(回数券11回) |
|------------|--------|--------|------------|------------|
| 小・中学生・高校生 | 100円 | 200円 | 1,000円 | 2,000円 |
| 一般 | 300円 | 400円 | 3,000円 | 4,000円 |
| 高齢者(65歳以上) | 100円 | 200円 | 1,000円 | 2,000円 |

備考

1 未就学児は無料。ただし、保護者の同伴を必要とする。